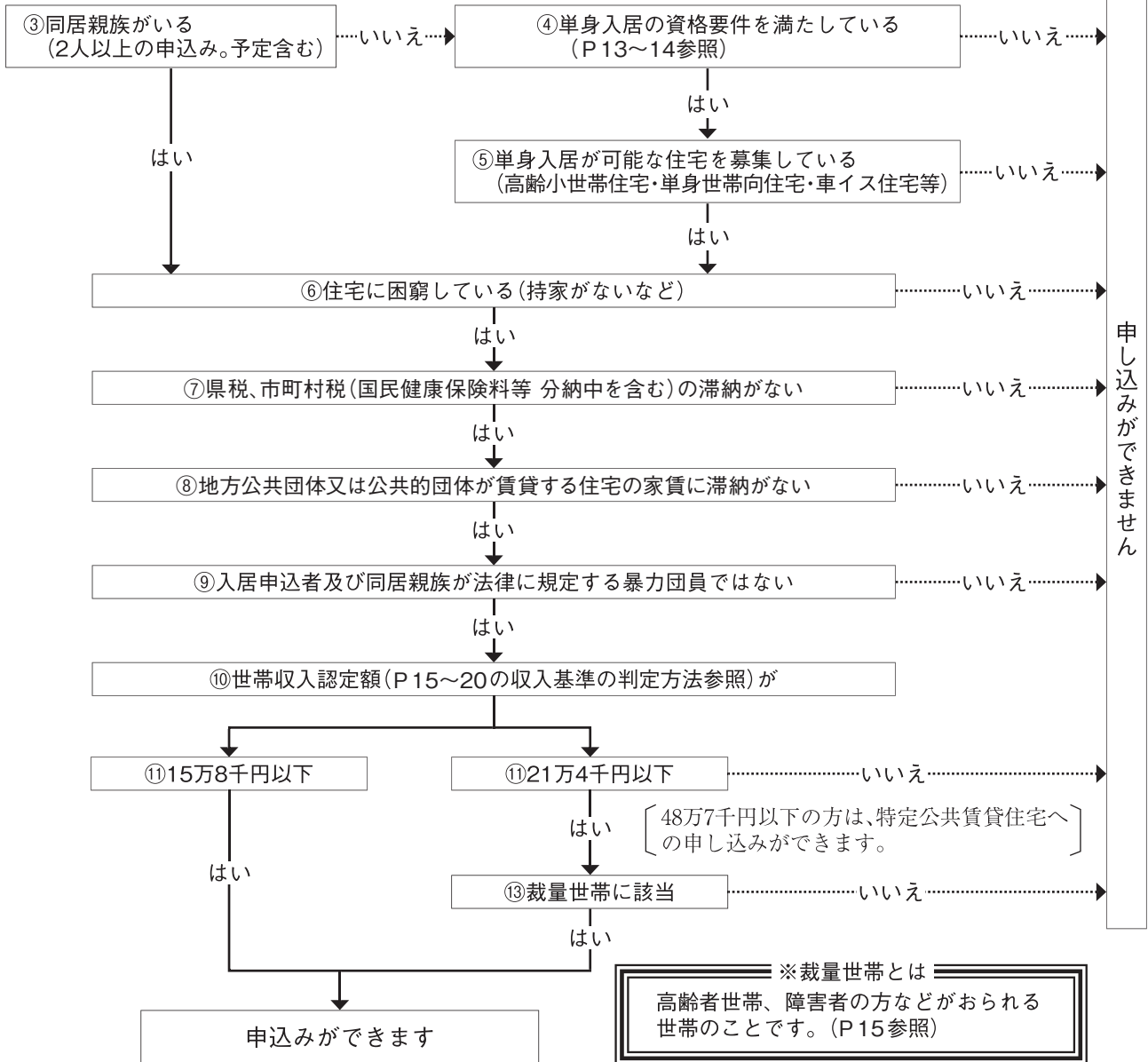


1. 申込み資格

- ① 自家所有者は下記〈特例〉に該当する場合のみ申込みができます。
 ② 原則として、公営住宅にお住まいの方は申し込みできません。特別な事情がある方は住宅公社にご相談ください。

入居資格の有無の確認

次の手順により確認してください。



〈特例〉

・自家所有者(同居親族に自家所有者がいる場合も含む)は、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

(ア) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、県営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する滅失登記済証を提示できる場合。

→入居資格審査時に取りこわしの契約書等で確認します。

(イ) 差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→入居資格審査時に所有権移転登記後の登記済証^{*1}、あるいは地方財務局登記部門発行の登記事項証明書^{*2}もしくは譲渡の相手先が決まっている売買契約書(ただし県営住宅入居後2か月以内に※1、※2のいずれかが提出されない場合、入居資格はなくなります。)で確認します。いずれかを提出されない場合は入居資格はなくなります。

2. 申込みから入居まで

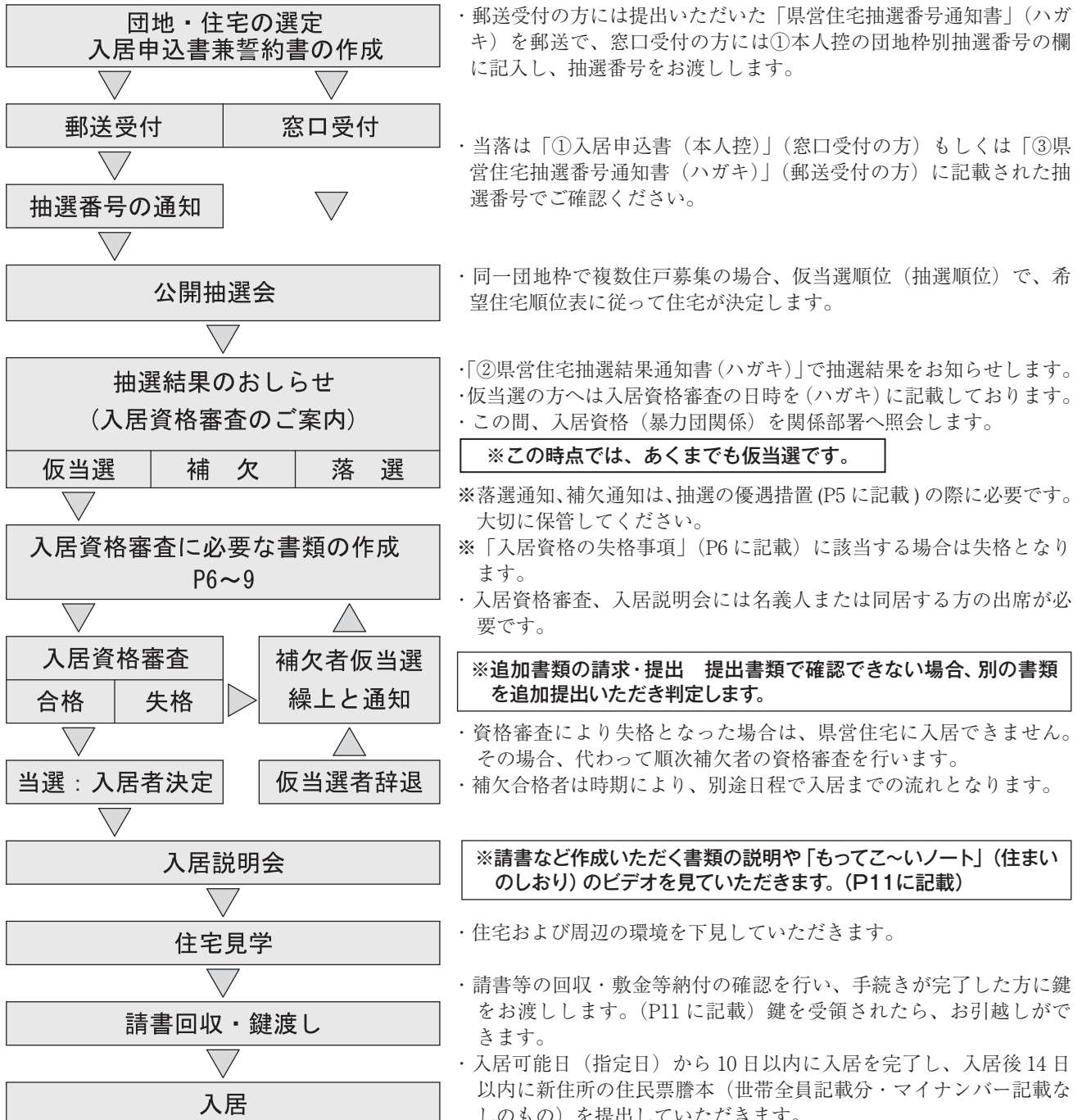
2-1 定期募集の場合 申込みは原則郵送でお願いします。

※受付時提出が必要な書類。

郵送受付は①～③が、窓口受付は①②が必要です。

- ① P45～48「県営住宅入居申込書兼誓約書」 (郵送受付はP47・48複写式2枚目のみ)
(窓口受付はP45～48複写式2枚とも)
- ② P49・50「県営住宅抽選結果通知書」 (ハガキ63円切手を必ず貼ってください)
- ③ P49・50「県営住宅抽選番号通知書」 (ハガキ63円切手を必ず貼ってください)

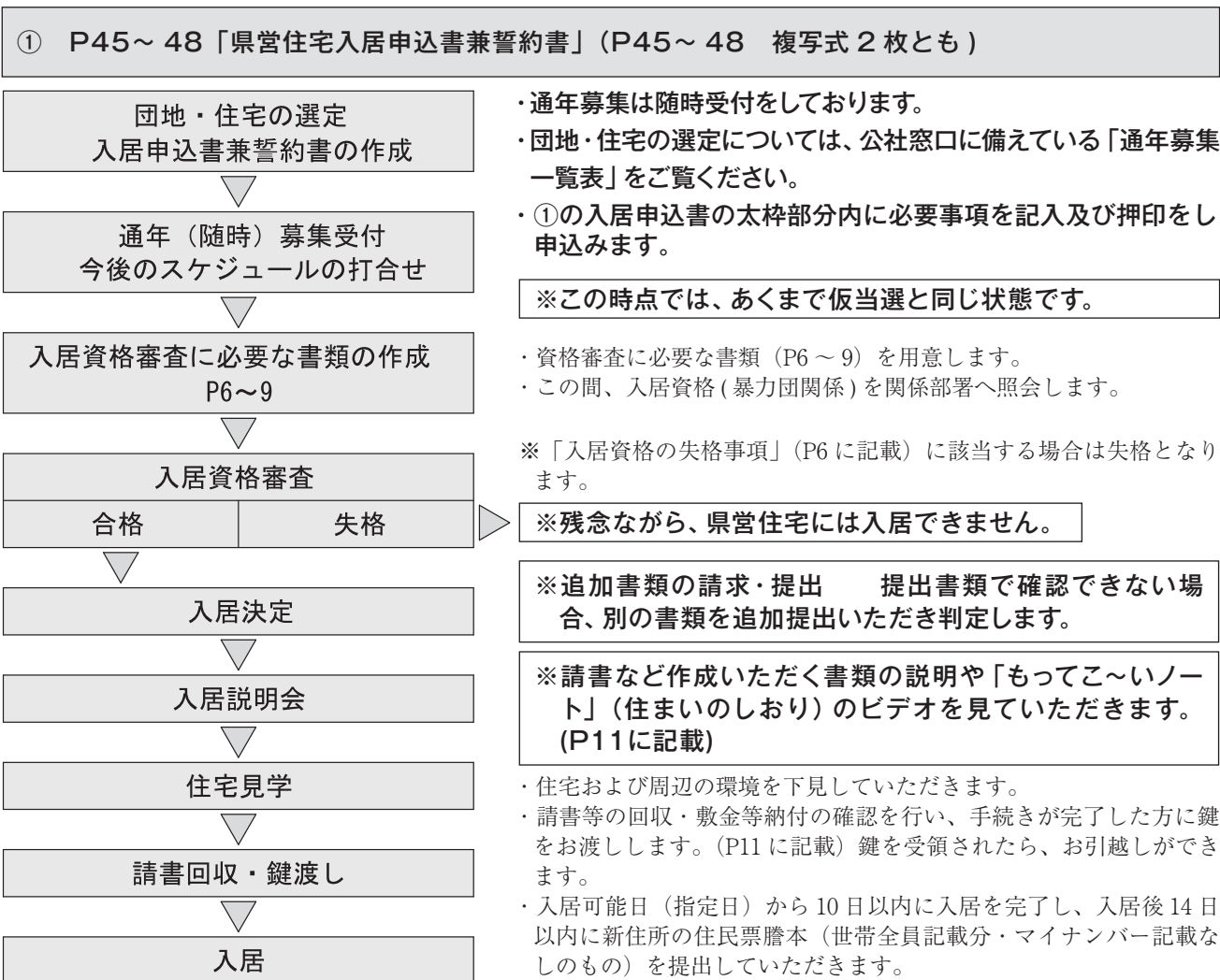
- ・定期募集は、年4回(募集時期等は裏表紙参照)行います。
- ・①の入居申込書の太枠部分内に必要事項を記入及び押印をしてください。
- ・郵送受付と窓口受付で受付期間が異なります。裏表紙の募集日程一覧表でご確認ください。
(封筒 84円切手を必ず貼ってください)



- ※その他注意事項
- 1) 各地区とも会場に駐車場は設けておりません。お車はお近くの有料駐車場をご利用ください。
 - 2) 入居資格審査後、入居説明等を行います。(2～3時間ほどかかります。ご容赦ください。)

2-2 通年募集の場合

※受付時提出が必要な書類。



3. 申込み方法

3-1 定期募集の方

(1) 申込団地の選定と書類への記入

申し込みを希望される方は、別添の「募集住宅 (全住戸) 家賃等一覧表」を見て、応募できる募集区分 (一般、特定目的、高齢小世帯、車イス等) のある団地・住棟・住戸を選定してください。

募集住宅 (全住戸) 家賃等一覧表

団地枠名	募集区分 (募集戸数)	住棟名	住戸 番号
愛宕-1	一般(1)	C-2	301
	心身障・老人(1)	C-3	403
磯道	高齢小(1)	D	503
深堀-1	一般(1)	C11	403
	新婚(1)	C12	301
	ひとり親(1)	C16	502

() の中の数字は募集する戸数です

←一般の方、心身障・老人の方が申し込めます。

←高齢小世帯の方だけが申し込めます。

←一般の方、新婚の方またはひとり親の方が申し込めます。

(2) 申込提出書類への記入

- ① 「希望住戸順位表」(P46) に同一団地募集枠で募集された枠の全戸数分の住棟・住戸を希望順位ごとに記入します。募集が1戸でも記入します。
- ② その他「県営住宅入居申込書兼誓約書」の記入例 (P43～44) を参考にして「県営住宅入居申込書兼誓約書」に必要事項を記載し、署名押印してください。

注意してご記入ください！ 複数の団地枠を同時に申し込むことはできません。同一団地枠内の住戸を全て記入してください。

団地枠名	募集世帯 (募集戸数)	棟名	部屋 番号	間取り
愛宕-1	一般(1)	C-2	301	3LDK(6・6・6.2(洋)・LDK)・3点給湯・シャワー・：
愛宕-2	一般(1)	C-3	403	3DK(6・6・6(洋)・DK)・3点給湯・シャワー・30A・
深堀北	高齢小(1)	E 2	204	2DK(6・4.5(洋)・DK)・3点給湯・シャワー・30A・
磯道	高齢小(1)	D	503	2DK(6・4.5(洋)・DK)・3点給湯・シャワー・30A・
深堀-1	一般(1)	C 1 1	403	3K(6・4.5・3(洋)・K)・3点給湯・シャワー・30A
	新婚(1)	C 1 2	301	3K(6・4.5・3(洋)・K)・3点給湯・シャワー・30A
	ひとり暮らし	C 1 6	502	3K(6・4.5・3(洋)・K)・3点給湯・シャワー・30A

団地枠を跨いで応募はできません

団地枠内の住戸を全て記入してください。

希望住戸順位表 募集団地枠内の全ての住戸を記入して下さい。※1戸の場合でもご記入								
希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8
住棟名	C-12 棟	C-16 棟	C-11 棟	棟	棟	棟	棟	棟
住戸番号	301 号	502 号	403 号	号	号	号	号	号

③ 「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」（P49・50のはがき）の表に郵便番号、住所、氏名を裏に申込み団地枠名、申込み区分を記入し、所定の金額の切手を貼ってください。

④ 郵送申込みをする方は「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」に加え「県営住宅抽選番号通知書（ハガキ）」（P49・50のはがき）の表に郵便番号、住所、氏名を裏に申込み団地枠名、申込み区分を記入し、所定の金額の切手を貼ってください。

(3) 申込み方法と提出書類

ア) 窓口受付（※必ず印鑑を持参ください）

(2)で作成した「県営住宅入居申込書兼誓約書」及び「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」を窓口へ提出してください。また、応募回数による優遇措置を受けられる方は前期までに郵送された落選または補欠通知の「抽選結果通知書（ハガキ）」を提示していただきます。提示が無ければ優遇措置は受けられません。

窓口には申込者もしくは同居される親族の方がおいでください。

窓口受付の期間は、金曜日から月曜日まで（土曜日、日曜日含む※大村地区を除く）の4日間、受付時間は、午前9時30分から午後4時までです。受付期間外及び受付時間外の申し込みはできません。（受付日程は裏表紙をご参照ください。）

イ) 郵送受付

有効な消印日は各期の一覧表配布日から郵送受付消印期限までです（裏表紙募集日程一覧表参照）。郵送受付消印期限当日に投函されますと郵便局で翌日の消印となる場合がありますのでご注意ください。メール便等の受付はできません。

(2)で作成した「県営住宅入居申込書兼誓約書」の2枚目（提出用）、「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」及び「県営住宅抽選番号通知書（ハガキ）」を所定の金額の切手を貼った申込み専用封筒に入れ郵送してください。また、応募回数による優遇措置を受けられる方は「資格審査」の時に前期までに郵送された落選または補欠通知の「抽選結果通知書（ハガキ）」を提示していただきます。提示が無ければ失格となります。

郵送受付の場合特に「県営住宅入居申込書兼誓約書」への記入押印は確実に行ってください。記入漏れや誤りがある場合無効となることがあります。なお無効となった場合は、提出された「県営住宅入居申込書兼誓約書」を郵送で返送させていただきますが、その際「県営住宅抽選番号通知書」もしくは「県営住宅抽選結果通知書」に貼られている切手を使用させていただきますので、ご了承下さい。

(4) 申込時に守っていただく事項

- ① 申し込みは、1世帯1通です。同一地区または複数地区において重複しての申し込みはできません。
- ② 受付後に記載事項の変更はできません。
- ③ 申込書は、誓約書を兼ねています。不正の記載等により、申し込みが無効となったり、仮当選後に失格となる場合がありますので、P6の入居資格の失格事項をご参照のうえ、ご注意ください。
- ④ 入居決定後に安易な理由で入居を辞退することがないように、申込む住宅の地理、建物の階層、生活上の利便性等について十分検討吟味の上でお申し込みください。（※住戸内の見学は入居説明会後となります。）一覧表の内容を詳しくお知りになりたい方は、各地区の公社へお問い合わせください。

- ⑤ 抽選の優遇措置の対象者は、該当する「抽選結果通知書（ハガキ）」を持参してください。窓口受付の方は受付時、郵送受付の方は資格審査時に持参していただきます。持参がないと優遇措置は受けられません。郵送受付の方は失格となります。

(5) 申込みがなかった住宅について

各募集期において申込みがなかった住戸は通年募集を行います。通年募集一覧は、住宅公社の各事務所に掲示します。受付開始は原則として受付期間終了の10日後（翌週木曜日）の午前9時30分からです。入居予定者は先着受付順とします。「県営住宅入居申込書兼誓約書」に記入・押印の上申し込んでください。

3-2 通年募集の方

【公営】 長崎地区 通年募集一覧表							
状況	団地名	住棟名	部屋番号	募集区分	建設年	構造等	建物
	本尾団地	A	101	車イス	S47	中耐	5階
	三重団地	2-1	206	一般	S58	中耐	3階
	三重団地	2-1	302	一般	S58	中耐	3階
	三重団地	2-1	303	高齢小	S58	中耐	3階

希望住戸順位表 募集団地枠内の			
希望順位	1	2	3
住棟名	2-1棟	棟	棟
住戸番号	303号	号	号

1) 住宅の選定と記入について

公社窓口に備えてある「通年募集一覧表」を見て、応募できる募集区分（一般、特定目的、高齢小世帯、車イス等）のある団地・住棟・住戸を選定してください。申込みできる住戸は1戸のみとなります。

「県営住宅入居申込書兼誓約書」（P45～46）に申込書の〔記入例〕（P43～44）を参考にして必要事項を記載し、署名押印してください。

2) 県営住宅入居申込書兼誓約書ができましたら公社窓口に提出してください。今後のスケジュール等の打合せを行います。

通年募集の方はP6「6. 入居資格の失格事項」に読み進んでください。

4. 抽選の優遇措置

(1) 特定目的住宅に申込みをされた方

特定目的住宅枠（ひとり親・心身障・老人・新婚等）に申込み、その抽選で落選された方は一般住宅枠が同時に募集されている場合、再度一般住宅枠での抽選権が与えられます。

(2) 定期・新築募集時、一定回数落選の方

令和3年4月以降4回以上申込み、落選された方（補欠者で住戸紹介がなかった方を含む）は、抽選の優遇措置（抽選玉1個から2個になります）が受けられます。窓口受付の方は受付時、郵送受付の方は資格審査時に「抽選結果通知書（ハガキ）」を必ず提示してください。提示がなければ優遇措置は受けられず郵送受付の方は失格となります。抽選結果通知書は大切に保管してください。

仮当選後、辞退された場合は、従前のはがきは全て公社へ提出いただき後の申し込みは新たに1回目からとなりますのでご承知おきください。従来申し込んでいた方が死亡し、新たにその同居親族名義で申し込む場合についても、抽選の優遇ができる場合がありますのでご相談ください。

5. 仮当選者の決定について

(1) 抽選会の開催

申し込み受付終了後、各地区ごとに公開で抽選会が行われます。日程は裏表紙をご参照ください。

(2) 仮当選者の選定

仮当選者は、上記抽選会によって選定されます。ただし、この時点ではあくまでも仮当選であり、入居資格審査で可否の判定を行います。なお、同一団地募集枠で複数の住戸を募集した場合は、抽選玉の出た順位が仮当選の順位となります。上位順位者からその希望順位に従って住戸が決定していきます。同一団地募集枠内において、特定目的住宅枠と一般住宅枠が同時に募集された場合、まず、特定目的住宅枠で仮当選者を決定し、その後一般住宅枠での抽選（特定目的住宅枠の落選者を含む）により仮当選者を決定します。特定目的住宅で仮当選後、失格・辞退が出た場合は一般申込補欠者を仮当選者とします。決定した入居予定住戸は、抽選結果通知はがきによって本人へ通知します。

(3) 補欠者の選定及び繰り上げ仮当選について

仮当選者が選定された後、同様に補欠者の抽選を行います。ただし、補欠者は、募集戸数に応じ複数名を選定するため、抽選玉の出た順に補欠の順位を決定します。補欠者は、仮当選者が失格若しくは辞退した場合、繰り上がって仮当選者となります。この新しい仮当選者が失格若しくは辞退した場合は、次の順位の補欠者が繰り上がり仮当選者となります。補欠者の有効期限は受付月の翌月末日までです。

6. 入居資格の失格事項

仮当選者、通年募集応募者で、次の場合は、入居資格がなくなります。

- ① 申込（入居）資格を満たしていない場合
- ② 入居申込書に虚偽・不正の記載があった場合
- ③ 同一期に同一地区又は複数地区において重複して申し込みをされた場合
- ④ 家族を不自然に分割又は合併して申し込んだ場合（離婚調停中等、離婚が法的に成立していない場合を含む。）
- ⑤ 資格審査に必要な書類を期間内に提出されなかった場合
- ⑥ 結婚予定での申し込みで、入籍後の住民票（夫婦分）及び戸籍謄本を提出されなかった場合
- ⑦ 退職予定での申し込みで、後日、職業安定所が発行する雇用保険受給者証、離職票又は年金事務所、全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者資格喪失証明書等の証明書の提出がなかった場合
- ⑧ 指定する日までに敷金の納付及び請書を提出されなかった場合
- ⑨ 入居可能日から10日以内に入居申込者及び同居親族が全員入居できない場合
- ⑩ 入居申込者及び同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合

※入居を辞退される場合は、早めに該当する地区の公社へご連絡のうえ、P56の「県営住宅入居辞退届」を提出してください（FAX可）。その際、過去複数回の申込者は従前の「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」（落選及び補欠）も全て公社へ提出（返却）ください。提出期限は、辞退申出があった時から3日間です。期限が過ぎても辞退届の提出がない場合、再度確認することなく補欠者に仮当選者の通知をします。

7. 入居資格審査に必要な書類(仮当選した方、通年募集の方)

P10「入居資格審査時必要書類チェックリスト」の「該当要件」で入居される方が該当する欄の「必要書類」を準備してください。（詳細についてはP6～9で確認お願いいたします）

○審査は、申し込みをされた各地区の公社の事務所でを行いますので、指定された期間内に書類を持参されて審査を受けてください。住民票謄本はすべてマイナンバーのないものを持参ください。

(1) 収入を証明する書類（P8～9の各期毎に記載されている書類を添えて提出してください。）

※収入を証明する書類は、入居される方のうち収入のある方すべてのものが必要となります。

※退職予定者がいる世帯

同居する親族の中で、受付月の末日までに退職する場合は、P55の「退職（予定）証明書」を勤務先から証明を受けて、提出してください。後日、離職を証明できる書類が必要です。（受付月の翌月以降に退職される方は所得合算のため所得証明書等が必要です。）自営業を廃業する場合は廃業届を提出してください。

※就職内定者がいる世帯

勤務予定先より給与額を証明する「給与証明書A（P53）」を受けて提出してください。

(2) 住民票謄本（マイナンバー記載なしのもので交付日より3ヶ月以内）

- ① 入居申込者と同居世帯全員が記載されているもので続柄・本籍・筆頭者等すべてが確認できるものを提出してください。
- ② 結婚予定で申し込みをされた方は、入居申込者及び婚約者の双方の同居世帯全員が記載されている住民票謄本を提出してください。
- ③ 外国人の方は、市町村長が発行する住民票謄本の提出及び在留カードとパスポートを提示してください。
- ④ 単身、母子、父子等の配偶者がいない世帯の方は**戸籍謄本**も併せて提出してください。

(3) **県税の未納がない証明書**（交付日より3ヶ月以内のもの、入居予定で18歳以上の方全員分）

長崎県の場合は、各振興局税務部（P42参照）発行のもの。無職の方でも18歳以上であれば必要です。

(4) **市税または町・村税の完納証明書**（滞納がない旨の証明国民健康保険料を含む）（交付日より3ヶ月以内のもの、入居予定で18歳以上の方全員分）

市役所または町・村役場が発行したもの。無職の方でも18歳以上であれば必要です。

（各機関によって証明書の名称が異なる場合があります。）詳しくは各機関へお問い合わせください。

(5) **健康保険証**

入居申込者及び同居親族全員（婚姻予定で申し込む場合は双方分）の全国健康保険協会保険証・健康保険組合保険証・船員保険証・国民健康保険証等を必ず持参し提示してください。

(6) **その他の必要な書類**（該当する書類はすべて提出又は提示してください。）

- ① 県営住宅の駐車場契約を希望されている方「入居者及び同居者が利用する**車両の車検証**（写し）を提示してください。（**来客用としての契約はできません。**）
- ② 一般住宅に婚姻予定で申込みをされた世帯
P52の「**婚約証明書**」に必要事項を記入押印して提出してください。受付日より3ヶ月以内までに入籍後の住民票謄本及び戸籍謄本を提出していただきます。
- ③ 心身障害者がいる世帯
身体障害者手帳、療育手帳等、その他障害者であることが証明できる書類を提示してください。
- ④ 新婚世帯向住宅に申込みをされた世帯
既婚世帯の方は戸籍謄本を提示してください。未婚世帯で指定された入居可能日までに入籍される方は、P52の「**婚約証明書**」を提出してください。
- ⑤ DV 被害者
裁判所の保護命令、一時保護所利用承認書等、その他 DV 被害者であることが証明できる書類を提示してください。
- ⑥ 単身で申込みをされた方
P51の「**自活状況申立書**」に必要事項を申込者が記入押印して提出してください。
また、P12(2)②ウ・エに該当する方は、地域の**居住支援体制が確立されていることを証明する書類**を提出してください。
- ⑦ 車イス対応住宅に申込みをされた世帯
常時車イスを使用していることを証明する書類（診断書等）を提出してください。
- ⑧ 内縁（事実婚）関係者と同居される世帯
内縁関係であることがわかる書類（住民票（続柄欄に「妻（未届）」や「夫（未届）」と記載のあるもの、健康保険証で内縁関係の相手が被扶養者となっているものなど）を提出してください。
- ⑨ 「長崎市パートナーシップ宣誓制度」対象者で同居される世帯
長崎市より交付された「**パートナーシップ宣誓書受領証**」の写しを提出してください。
長崎市以外にお住まいのパートナーシップ宣誓制度に該当する方は、個別に証明する書類について相談して下さい。
- ⑩ 親族の持家に住んでいる方
固定資産税・都市計画税の納税証明書をご持参いただくか、または市町村発行の**固定資産未所有証明書**（自治体により名称が異なる場合あり・有料）を提出してください。
- ⑪ 公営住宅の入居者は**家賃の未納がない証明**を提出してください。
- ⑫ 自家所有者について
入居資格審査時に、とりこわし予定の方は**解体工事請負契約書**の写しの提出が必要です。また、売却予定の方は**所有権移転登記後の登記済証^{*1}、あるいは地方法務局登記部門発行の登記事項証明書^{*2}、もしくは売買契約書**（譲渡の相手先が決定しており、資格審査日までに売買契約を締結することが確実なもの。ただし入居後2か月以内に※1、※2いずれかの提出が必要）の写しのいずれかの提出がない場合、入居資格はなくなります。

※提出していただいた書類は一切お返しできませんのでご了承ください。

※その他必要に応じて別途に書類を提出または提示していただく必要があります。